

# 低所得の妊婦に対する初回産科 受診料支援事業のご案内



## 初回産科受診料支援事業の概要

令和5年4月1日より、市民税非課税世帯等に属する妊婦に、初回産科受診料を1万円を上限に助成します。

## 対象者

市販の妊娠判定薬で陽性と確認され、住民税非課税世帯や同等の所得水準であると認められる方（ただし、所得判定のために世帯の課税状況の確認に同意でき、医療機関等との支援に必要な情報の共有に同意できる方に限ります。）

※4月1日から5月31日までに申請した場合は、前年度の住民税で判断。

## 助成対象費用

令和5年4月1日以降に受診した妊娠判定に要する診察・検査の受診料

※医療保険での診察・検査、妊婦健康診査費助成事業の対象となる検査費用は対象外です。

## 申請方法（受診前）

加古川市育児保健課（加古川子育て世代包括支援センター）で相談のうえ申請し、該当される場合は、受診券を交付します。

受診券を持って、産科医療機関を受診してください。上限額を超えた場合の受診料については自己負担となります。

## 受診後に償還払いの場合

すでに助成券を利用せずに受診されている場合、初回の受診日から6か月以内に申請いただくと、償還払いにより助成を受けることができます。

### <持ちもの>

領収書（受診者名、受診日、領収印、医療機関名、検査料等が明記されたもの）、振込先口座番号がわかるもの

※口座名義人が妊婦以外の場合は、印鑑が必要です。

### <申請窓口>

加古川市育児保健課

～ お問い合わせ先 ～

加古川市役所 育児保健課 Tel 079-427-9217